

香川県教育委員会職員衛生管理規程

平成 22 年 3 月 29 日
香川県教育委員会教育長訓令第 1 号

香川県教育委員会職員衛生管理規程を次のように定める。

香川県教育委員会職員衛生管理規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 教育長並びに事務局、教育事務所、教育機関及び県立学校に勤務する職員をいう。
- (2) 事務局 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和 44 年香川県教育委員会規則第 9 号。以下「組織規則」という。)第 2 条に規定する事務局(教育事務所を除く。)をいう。
- (3) 教育事務所 組織規則第 2 条に規定する教育事務所をいう。
- (4) 教育機関 教育機関等事務決裁規程(昭和 58 年香川県教育委員会教育長訓令第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する教育機関をいう。
- (5) 県立学校 香川県立学校条例(昭和 39 年香川県条例第 25 号)第 1 条に規定する県立学校をいう。
- (6) 事業場 事務局、教育事務所、教育機関、又は県立学校をいう。
- (7) 所属 事務局の課、教育事務所、教育機関又は県立学校をいう。
- (8) 所属長 所属の長をいう。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、所属の職員の心身の健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、常に自己の職場における心身の健康の保持増進に努めるとともに、この規程に基づく措置に従わなければならない。

第 2 章 衛生管理体制

(総括衛生管理責任者)

第 5 条 次の業務を統括管理させるため、総括衛生管理責任者を置く。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (5) 衛生に関する方針の表明に関すること。
 - (6) 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公務災害を防止するため必要な措置で、衛生に係るものに関すること。
- 2 総括衛生管理責任者は、教育次長(教育次長が 2 人以上あるときは、あらかじめ教育長が指定する教育次長とする。第 8 条第 2 項において同じ。)をもって充てる。
- 3 総括衛生管理責任者に事故があるとき、又は総括衛生管理責任者が欠けたときは、事務局の総務課長がその職務を代理する。

(健康管理責任者)

第 6 条 総括衛生管理責任者の指揮監督の下に、第 5 条第 1 項各号に掲げる業務(職員の衛生のための施設管理に関する業務を除く。)を総括的に管理させるため健康管理責任者を置く。

- 2 健康管理責任者は、事務局の健康福利課長の職にある者をもって充てる。

(施設管理責任者)

第7条 総括衛生管理者の指揮監督の下に、第5条第1項各号に掲げる業務のうち職員の衛生のための施設管理に関する業務を総括的に管理させるため、施設管理責任者を置く。ただし、知事の事務部局が所管する施設については、この限りでない。

2 施設管理責任者は、教育機関にあつては当該教育機関の長を、県立学校にあつては校長をもって充てる。

(衛生管理責任者)

第8条 第5条第1項各号に掲げる業務を管理させるため、事業場に衛生管理責任者を置く。

2 衛生管理責任者は、事務局にあつては教育次長を、教育事務所においては教育事務所長を、教育機関においては当該教育機関の長を、県立学校にあつては校長をもって充てる。

(衛生管理者)

第9条 勤務する職員が50人以上の事業場に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を置く。

2 衛生管理者は、衛生管理責任者が選任する。

3 衛生管理者は、衛生管理責任者の指揮を受けるものとする。

(衛生推進者)

第10条 勤務する職員が50人未満の事業場に、法第12条の2に規定する衛生推進者（以下「衛生推進者」という。）を置く。

2 衛生推進者は、衛生管理責任者が選任する。

3 衛生推進者は、衛生管理責任者の指揮を受けるものとする。

(衛生担当者)

第11条 第5条第1項各号に掲げる業務を担当させるため、事務局の各所属に衛生担当者を置く。

2 衛生担当者は、所属の職員のうちから所属長が選任し、その指揮を受けるものとする。

(産業医)

第12条 次の各号の区分に従い、法第13条第1項に規定する産業医を置く。

(1) 事務局 教育長が委嘱する医師

(2) 勤務する職員が50人以上の教育機関 当該教育機関の長が委嘱する医師

(3) 県立学校 香川県教育委員会が委嘱する医師

(総括衛生委員会)

第13条 次の事項を総括的に調査審議するため、総括衛生委員会を置く。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 総括衛生委員会は、委員長及び委員14人をもって組織する。

3 委員長は、総括衛生管理責任者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が指名する。

(1) 職員の健康管理及び施設の管理に責任を有する者

(2) 衛生管理責任者

(3) 産業医

(4) 衛生管理者

(5) 衛生に関し経験を有する職員

5 委員の任期は指名の日から指名された日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 総括衛生委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 総括衛生委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

9 総括衛生委員会の庶務は、事務局の健康福利課において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、総括衛生委員会の運営に関し必要な事項は、総括衛生委員会が定める。

(衛生委員会)

第14条 勤務する職員が50人以上の事業場（県立学校を除く。）及び県立学校に法第18条第1項に規定する衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。

- 2 衛生委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、事務局に置かれる衛生委員会にあつては健康福利課長を、教育機関に置かれる衛生委員会にあつては当該教育機関の長を、県立学校に置かれる衛生委員会にあつては校長をもって充てる。
- 4 委員は、事務局に置かれる衛生委員会にあつては教育長が、教育機関に置かれる衛生委員会にあつては当該教育機関の長が、県立学校に置かれる衛生委員会にあつては校長が指名する。
- 5 委員の任期は指名の日から指名された日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 衛生委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 衛生委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 事務局に置かれる衛生委員会の庶務は、健康福利課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関し必要な事項は、衛生委員会が定める。

第3章 健康管理

第1節 健康診断

(健康診断の種別等)

第15条 職員に対して行う健康診断は、次に挙げるものとする。

- (1) 雇入時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 結核健康診断
- (4) 海外派遣職員健康診断
- (5) 給食従業員の検便
- (6) 特殊業務従事者健康診断
- (7) がん検診
- (8) その他の健康診断

2 健康診断の対象者、検査項目、実施期日その他健康診断の実施に関し必要な事項は、総括衛生委員会又は産業医の意見を聴いて、総括衛生管理責任者が定める。

(受診義務等)

第16条 職員は、指定された期日及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。

- 2 職員は、疾病その他のやむを得ない事由により指定された健康診断を受けることができなかったときは、当該事由が消滅した後、すみやかに当該健康診断に相当する医師の診断を受け、その結果を書面により所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、職員があらかじめ指定された期日及び場所において指定された健康診断を受けることができるよう勤務上の配慮をしなければならない。
- 4 職員は、指定された健康診断にかえて、他の医師の行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長に提出することができる。

(健康診断担当医)

第17条 第15条に規定する健康診断は、総括衛生管理責任者が指定する医師（以下「健康診断担当医」という。）が行う。

(指導区分の決定)

第18条 健康診断担当医は、第15条第1項第1号から第3号までの健康診断の結果に基づき、別表第1に定めるところにより職員の指導区分を決定し、結果を所属長に通知しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第19条 所属長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断の結果の報告)

第20条 所属長は、健康診断の結果及び指導区分等を健康管理責任者に報告しなければならない。

(健康診断個人票の保存等)

第 21 条 所属長は、健康診断の結果に基づき、職員健康診断個人票を作成し、これを職員ごとに 5 年間保存しなければならない。

2 所属長は、所属の職員について人事異動が行われた場合は、保存している当該職員の健康診断個人票を人事異動後の所属長に引き継がなければならない。ただし、職員が離職した場合にあっては、離職した日に在籍していた所属において 5 年間保存しなければならない。

第 2 節 健康管理上の措置等

(健康診断実施後の措置等)

第 22 条 所属長は、指導区分に基づき、別表第 2 の基準により適切な措置を行わなければならない。

(治療と仕事の両立支援)

第 23 条 健康診断結果に基づいて医療機関を受診し、又は自ら医療機関を受診する等により、自らが疾病等により患していることを把握し、主治医等の助言により治療と仕事の両立支援が必要と判断した職員は、医師の意見書（第 2 号様式）を所属長に提出する。

2 所属長は、前項の規定による医師の意見書の提出があった場合には、主治医や産業医等の意見を聞いて当該指示事項が遵守できるよう勤務上の配慮をするよう努めるものとする。

(療養者に関する報告)

第 24 条 所属長は、所属の職員が疾病のため療養する必要がある 1 月以上職務に従事しないときは、勤務報告書の写しに医師の診断書の写しを添え、健康管理責任者に提出しなければならない。ただし、別の定めがある場合はこの限りでない。

2 職員は、疾病のための療養後職務に復帰しようとするときで、治療にあたった医師が復帰後の就業制限が必要と認める場合は、復帰報告書（第 1 号様式）に医師の意見書（第 2 号様式）を添え、所属長に提出する。

3 所属長は、復帰報告書及び医師の意見書の提出があった場合は、職員の健康管理についての所属長の意見を復帰報告書に記載する。

4 所属長は、復帰報告書の写し及び医師の意見書の写しを健康管理責任者に提出する。

5 所属長は、復帰報告書を 5 年間保存しなければならない。ただし、この間に復帰報告書を提出した職員について人事異動が行われた場合は、当該復帰報告書を人事異動後の所属長に引き継がなければならない。

6 前 4 項の規定は、職務への復帰にあたり、香川県教職員健康審査会において審査する場合については、適用しない。

第 4 章 雑則

(心の健康の保持増進に関する措置)

第 25 条 職員の心の健康の保持増進に関する措置については、この規程によるほか、香川県教職員の心の健康づくり計画の定めるところにより適切に実施する。

(秘密を守る義務)

第 26 条 職員の衛生に関する業務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び資料の提出)

第 27 条 総括衛生管理責任者は、職員の健康管理及び衛生上必要があるときは、所属長、産業医から職員の健康管理及び衛生について必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 香川県教育委員会事務局等職員衛生管理組織規程(平成 14 年 3 月 1 日教育委員会教育長訓令第 1 号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第18条関係）

指導区分		内 容
生活 規正 の 面	A（要休業）	勤務を休む必要のある者
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のある者
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよい者
	D（健 康）	全く平常の生活でよい者
医 療 の 面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とする者
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者
	3（健 康）	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としない者

備考 指導区分は、生活規正の面及び医療の面を組み合わせるものとする。

別表第2（第22条関係）

区 分		内 容
生活 規正 の 面	A（要休業）	休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
	C（要注意）	超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務させないか又はこれらの勤務を制限すること。
	D（健 康）	勤務に制限を加えないこと。
医 療 の 面	1（要医療）	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2（要観察）	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
	3（健 康）	医療又は検査等の措置を必要としないこと。

復 帰 報 告 書

年 月 日

所 属 長 殿

所属名
職 名
氏 名

年 月 日から職務に復帰するので、次のとおり報告します。

住 所			生年 月 日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
療 養 状 況	病 名					
	通 院 期 間					
	入 院 期 間					
	手術年月日					
	現 在 の 通 院 状 況					
	現在の病状					
職務に復帰した後の 希 望 事 項						
所 属 長 の 意 見 (具体的な対応等)				備 考		
所 属 長 の 職 名 及 び 氏 名						

備考 医師の意見書（第 2 号様式）を添付すること。

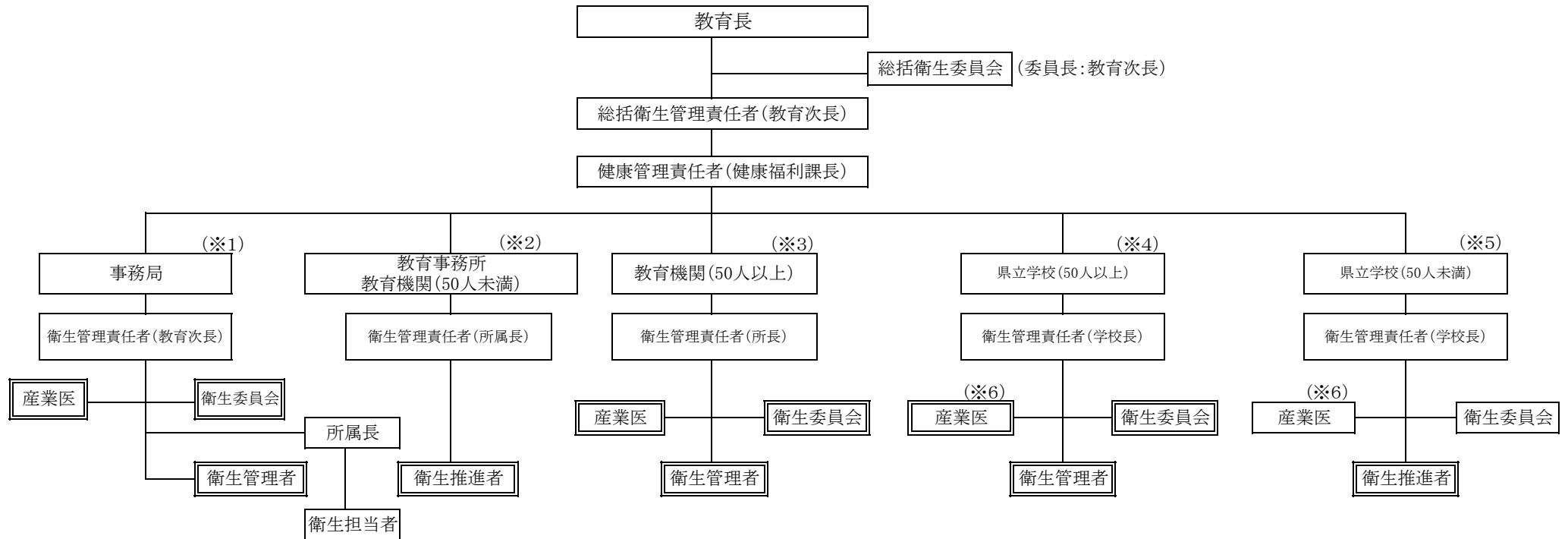
医 師 の 意 見 書

患 者	氏 名	
	生 年 月 日	(歳)
病 名		
病 状 の 経 過		
現 在 の 病 状		
諸 検 査 の 結 果		
治 療 状 況		
就 業 上 の 意 見	1 平常勤務でよい。 2 平常勤務でよいが、時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務等の （ 禁止 ・ 制限 ）が必要である。 3 勤務の軽減が必要である。 【軽減の内容】 4 入院又は自宅療養が必要である。	
備 考		
年 月 日		
医療機関名		医師氏名

備考

- 1 病名が精神疾患であるときは、病名欄には、世界保健機関が定める I C D - 1 0（国際疾病分類）の F 0 から F 9 まで（精神症状を伴わないてんかんにあつては G 4）のいずれかを記入してください。
- 2 就業上の意見欄の 2 については、「禁止」又は「制限」のいずれかを○で囲んでください。
- 3 就業上の意見欄の 3 の「軽減の内容」には、業務内容及び勤務時間について具体的に記入してください。

【参考】香川県教育委員会衛生管理組織図



(※1) 事務局(香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条に規定する課)

(※2) 教育事務所及び常時使用する労働者数が50人未満の教育機関
(東部教育事務所、西部教育事務所、香川県教育センター、香川県立図書館、
屋島少年自然の家、 五色台少年自然センター)
→独自に産業医は設置せず、健診後の事後指導等は事務局産業医が実施

(※3) 常時使用する労働者数が50人以上の教育機関(埋蔵文化財センター)

(※4) 常時使用する労働者数が50人以上の県立学校

(※5) 常時使用する労働者数が50人未満の県立学校

(※6) 教職員の保健管理について総合的に指導・助言にあたる学校医

———法定設置機関

衛生委員会	職員数50名以上の所属(安衛法施行令第9条)
産業医	職員数50名以上の所属(安衛法施行令第5条)
衛生管理者	職員数50名以上の所属(安衛法施行令第4条)
衛生推進者	職員数10名以上50名未満の所属(安衛則第12条の2)

———任意設置機関